

法務講座 ⑭

裁判所を通じた 手続き (二)

寺本法律会計事務所
弁護士

磯井 美葉

今回は、前回概略をご紹介した裁判所を通じた手続きについて、少し詳しくご説明します。

●訴訟 (民事訴訟)

〈民事訴訟〉は、一般市民同士のトラブルに対し、裁判所が判断を下して解決する手続きです。

訴訟には、〈民事訴訟〉と〈刑事訴訟〉があり、〈刑事訴訟〉は罪を犯した人に対して、国家が刑罰を科す手続きです。検察官の起訴によって開始します。

〈民事訴訟〉は、原告が裁判所に対して訴状を提出し、訴えを起こすことにより始まり、訴えを起こされた被告は、自分の反論をやはり裁判所に提出し、両者の言い分の食い違う点について裁判所が判断します。

ただし、〈民事訴訟〉では、判決までいわずに、両方が訴訟手続の中で「和解」して、手続きが終わる場合も、多くあります。

交通事故を例にとると、交通事故によって他人にケガをさせた場合、加害者はケガをした人に、治療費や慰謝料などの損害賠償を払わなくてはなりません。これは民事上の責任です。

このほかに、業務上過失致傷罪や、危険運転罪などとして、罰金などの刑が科されることがあります。こちらは刑事上の責任です。

なお、参考までに、交通事故の場合は運転免許の停止や取消などの処分もあります。これは行政手続き上の不利益処分です。

●裁判所の種類

裁判所にはいくつかの種類がありますが、〈民事訴訟〉の訴状を提出するのは、原則として、「簡易裁判所」または「地方裁判所」のいずれかです。

紛争の対象となっているものの金額が九〇万円未満の場合は「簡易裁判所」、九〇万円以上の場合は「地方裁判所」と区別されています (不動産訴訟などの例外があります)。

日本の裁判制度は、三審制を取っていますから、一回目の判決に不満があるときは、「地方裁判所」の判決なら「高等裁判所」に、「簡易裁判所」の判決なら「地方裁判所」に控訴することになります。二回目の判決に不満があるときは、それぞれ「最高裁判所」、「高等裁判所」に上告することになります。法律上、上告できる場合の条件は厳しくなっています。

また、最近では、三〇万円以下の紛争で、金銭の支払いに関するものについては、より早く簡単に手続きが進められる「少額訴訟」という制度が作られています。

〈少額訴訟〉では、審理、つまり、法廷が開かれるのは、ひとつの事件について、原則として一回だけです。証拠も、すぐに取り調べることができるものに限られますから、裁判所を通じて取り寄せをしたりしなければならぬものについては利用できません。

また、濫用を防ぐため、同一人物が同一の「簡易裁判所」に起こせる事件の数について、一年間に二〇件までという制限があります。

〈少額訴訟〉の判決に対しては、控訴や上告をすることはできません。

ところで、「地方裁判所」「簡易裁判所」は全国各地にあります。どこに訴えを起こしてもいいわけではありません。当事者の住所や、紛争の内容によって、どの裁判所の管轄になるかは決まっています。原則は、訴える相手方、つまり被告の住所が基準になるとされていますが、いろいろ例外があります。

なお、上述した裁判所の他に、「家庭裁判所」があります。これは、夫婦や親子関係、相続などの家庭内の紛争と、少年の刑事事件を扱う裁判所です。

●調停

裁判所を通して、当事者間で話し合いをする手続きが〈調停〉です。

話し合いによる解決をめざす制度ですから、当事者に合意が成立せず、話が物別れに終われば、紛争は解決せず、訴訟など別の手続きをとりなければなりません。

〈調停〉は、民事事件一般に関して申立をすることができますが、そのような民事一般調停のほかに、宅地建物調停、損害調停、交通調停、公害等調停などについては特別の規定があります。

また、特に、農地や農業経営に付随する土地建物その他の農業用資産の賃貸借その他の利用関係についての紛争には、〈農事調停〉があります。〈農事調停〉の手続きでは、国の小作官や都道府県の小作主事も意見を述べることで、また、農業委員会が和解の仲介に入る場合もあります。

農地を耕作用に買ったたり借りたりする場合、本来は農業委員会 (または知事) の許可が必要ですが、農事調停における調停合意によって権利変動が起きた場合には、この許可は不要となります。

なお、これらのほかに、調停手続きがよく利用される場合として、家庭裁判所で行われる〈家事調停〉といわれるものがあります。離婚などの夫婦関係や、親子関係、相続などでは、原則として、この〈家事調停〉をまず利用すべきとされており、調停では話し合いがつかない場合にのみ、審判や訴訟などの手続きに移行します。

近年では、〈特定調停〉という手続きの利用も多くなっています。こちらは簡易裁判所の手続きで、多重債務者や自己破産申請の増加を反映して、債務者と債権者との間で、支払条件等についての話し合いをするものです。

民事執行手続き、保全手続き、倒産処理手続きについては次回ご説明します。

法人協会ニュース

■農業法人フェスタ ご参加・ご協力誠にありがとうございました!

11月16日 (土) および17日 (日) に「農業法人フェスタ」無事開催させていただきました。

数多くの県から集合していただいた会員さんの商品が揃い、賑やかな場が生まれました。山形からは、急な要請にもかかわらず「すいかずら」というバンドが素敵な演奏をしてくれました。

セミナー講師の中には「もっとウチの人間を引き連れてくれれば良かった!」と悔やまれる方もいらっしゃいました。田中義剛さんのトークライブも大変面白く、帰り際には各県ブースを見て回ってくれるハプニングも。

ご参加頂いた皆様、ご寄付をご協力頂きました会員の方々に、この場を借りて心より御礼を申し上げます。

なお、ご寄付の領収書は、順次郵送にてご送付させていただきます。

ありがとうございました。

■「農業気象情報利活用研究会」 のご案内

日時：平成14年12月6日 (金)
午前10時20分～午後4時30分
会場：東京・池袋サンシャイン60・54階
グリーンフォーラム会議室

研修費用：無料

申し込み締切：平成14年11月29日 (金)

〈お申し込み・お問い合わせ先〉

社団法人 日本農村情報システム協会

スクール担当：関口、宮島、井田

TEL：03-5985-5585

E-mail：school@syskyo.or.jp

URL：http://syskyo.or.jp/agr_school

「AgriBusiness 経営塾」124号

2002年11月21日発行



発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel：03-5156-0365

Fax：03-5156-0366

E-mail：hojin@nca.or.jp

URL：http://www.hojin.or.jp/